

## 尼崎市立武庫中学校いじめ防止基本方針概要版

### 1 いじめの定義（いじめとは）

児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

☆その子が苦痛を感じればいじめです。

（※「それくらいは平気・大丈夫」ではなく、児童生徒の立場に立つことが必要）

### 2 「いじめの芽」や「いじめの兆候」から対応

☆「いじめの芽」や「いじめの兆候」からいじめ認知し、大事になる前から丁寧にかかわる。

#### 具体例

- ①授業中に先生に指されたが答えられないAさんにBさんが「こんな問題もわからないの」と言った。Aさんはショックを受けて下を向いてしまった。
- ②AさんはBさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。
- ③「けんか」が拡大解釈され、いじめの認知漏れに至ることも多い。

※【参考】いじめの問題に対する施策（文部科学省HP）

### 3 武庫中学校いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）

【校長、教頭、生徒指導担当、不登校担当、養護教諭等】

+状況に応じて、学年主任、SC、SSW、家庭児童相談員、保健師が加わる

- ①いじめが学校からなくなるような対策の計画、実施をします。
  - ・月2回、いじめ防止対策委員会を開催します。
  - ・いじめ防止に関する年間指導計画を立てます。
  - ・児童生徒・保護者に向けて、いじめ対策の周知、啓発、研修を行います。
  - ・教育相談アンケート、教育相談を実施します。
  - ・職員研修の立案、実行をします。
- ②いじめの相談窓口になります。

☆いじめの相談を受けたり、誰かがいじめられていると思ったとき、また自分がいじめられていると感じたらすぐに相談してください。

（※担任等話しやすい先生に相談してもらえれば、対策チームで共有します。）
- ③いじめがあった場合は、この委員会が中心になって組織的に対応します。
  - ・いじめを受けた児童生徒、いじめを報告した児童生徒のことはしっかりと守ります。
  - ・職員会議でも情報を共有し共通理解を図ります。様々な角度からいじめ解消に向けて取り組みます。

# いじめ対応フローチャート

情報を得た教職員

一人で抱え込まず、組織的に対応する。

担任、学年主任、管理職等

いじめ対策チーム

加害保護者

適宜連絡  
家庭訪問

適宜連絡  
家庭訪問

被害保護者

調査（聞き取り、アンケート等）

・調査班は事案の状況によりメンバーの決定

調査について

いつ・どこで・誰が・誰に・何を・きっかけ

事実関係の把握（いじめの認知）

指導方針の決定

認知報告  
支援

市教委

対応班編成

・事案の状況によりメンバーの決定

対応班によるいじめ解消に向けた指導

継続指導・経過観察

調査・指導・経過観察は記録を残しておくこと

解消

生徒理解

被害者のみならず加害者についてもその背景の理解に努める

その後も丁寧な観察を

- ①いじめの行為が少なくとも**3か月**は止んでいること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人・保護者に要確認）